



児童手当制度のご案内



児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の3月31日まで）の児童を養育している方が支給対象です。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし支給されます。原則として、毎月6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの4か月分がまとめて支給されることになっており、6月に支給されるのは2～5月分です。

支給額（月額）	
3歳未満	15,000円
3歳～小学生	10,000円
Ⅱ（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円
所得制限対象世帯	5,000円

受給者の前年の所得が、定められた所得制限額を超える場合は『特例給付』となり、子ども1人あたり月5,000円の支給となります。所得制限額は扶養親族の数によって異なります。詳しくは事務職員へお尋ねください。



【支給手続き】

請求者が被用者（会社員など）の場合は市町村への申請となりますが、公務員の場合は勤務先へ申請します。再任用職員（フルタイム勤務）及び臨時的任用職員も同じく勤務先への申請です。



申請は事実発生日より15日以内となっています。お気をつけください！

児童手当現況届の提出について



児童手当、特例給付の受給者は毎年6月に現況届を提出することになっています。提出がなければ6月以降の支給が差し止められることもありますのでご注意ください。提出書類は以下のとおりです。

書類名	留意事項
現況届	○児童欄には「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」を全て記入する。
世帯全員分の住民票	○マイナンバー以外の記載事項は省略しない。 ○子どものいる世帯と別居の場合はそれぞれ取得する。
令和3年度（令和2年分） 児童手当用所得証明書	○共働き世帯は夫婦双方の証明書を取得する。 ○児童手当用の所得証明書はコンビニ発行不可。役場窓口で発行手続きを行う。

6月30日は期末勤勉手当の支給日です♪

6月30日は期末勤勉手当の支給日です。支給割合は下表のとおりとなっています。

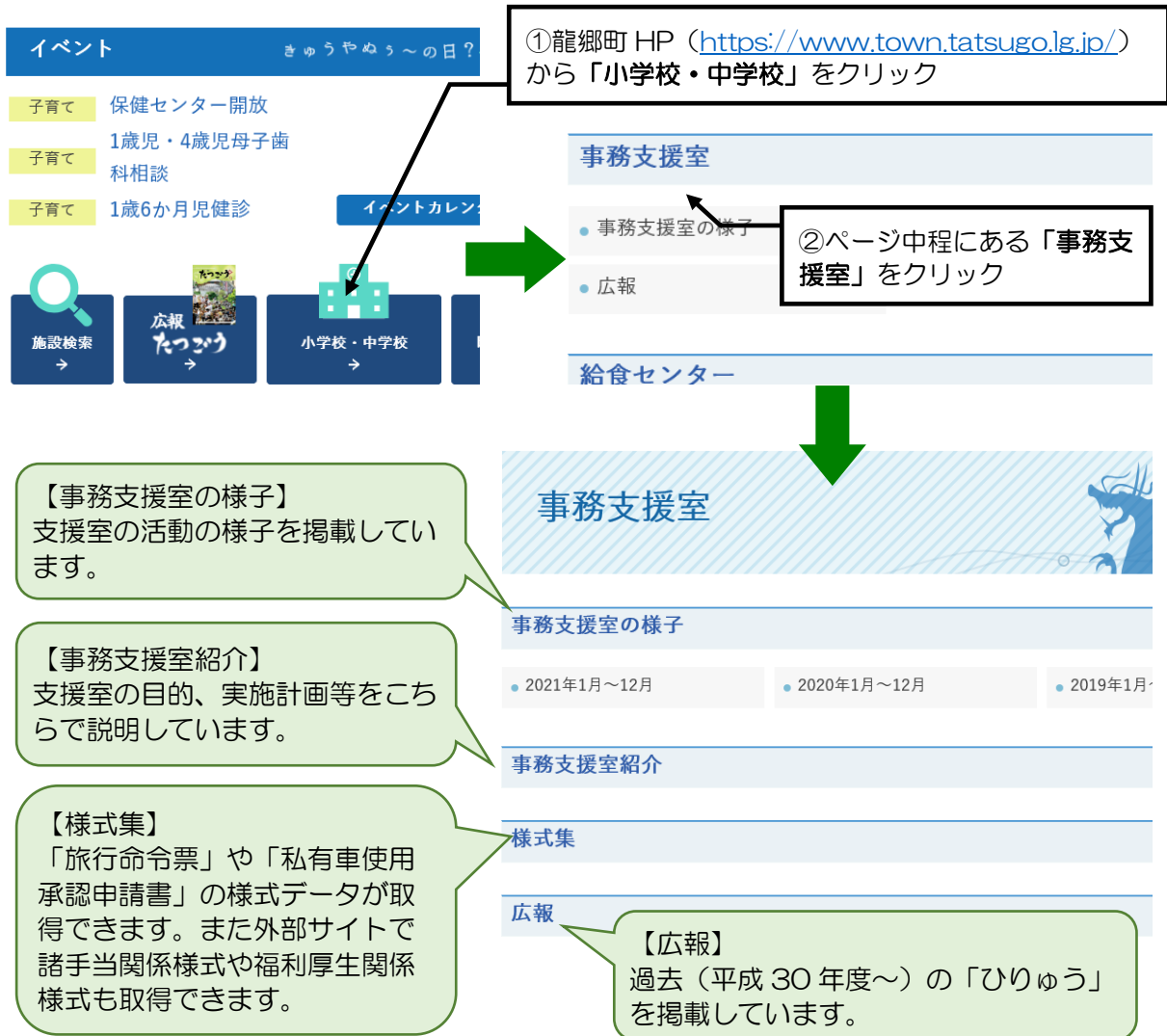
	期末手当	勤勉手当	計
再任用以外の職員	1. 275	0. 935	2. 21
再任用職員	0. 725	0. 4425	1. 1675



支援室ホームページのご案内



龍郷町学校事務支援室では、情報発信ツールとして広報紙「ひりゅう」発行の他にホームページを開設しています。支援室の活動の様子や「ひりゅう」、様式集を掲載していますので、ぜひご覧ください。



ホームページは2か月に1回程度更新する予定です。ご覧になった感想などをお寄せいただくと励みになります。「ここはこうした方がいいよ」などいろいろなご意見をお待ちしています。



オススメ! 「共助会」のこと、ご存知ですか?

共助会は任意加入の福利厚生団体です。会費は給料の100分の1で、退職時または退会時に生業資金として、積み立てられた会費相当分が全額給付されます。また、とってもおすすすめな貯金事業もあります。未加入の方、ぜひ加入についてご一考ください。

規約貯金 年利率 0.312% (1年未満は年0.18%)
— 1,000円以上で毎月の給与から積み立てる貯金です。

定額貯金 年利率 0.42% (5年満期)
— 10,000円以上で500万円まで預けることができます。随時申込できますが、給与天引きではなく、指定口座への送金となります。

